

GMO 版

【サービス利用規約】

本規約は、申込者（契約以後「契約者」といいます。）及び当社（申込書：「販売店欄」記載の会社）の間で、申込者が MEO サービスパック利用申込書兼契約書（以下「本申込書」といいます。）による MEO サービスパックの提供の申込をし、これに当社が承諾することにより成立する契約（以下「本契約」といいます。）につき、MEO サービスパックの提供に関し、契約者と当社との関係に適用されます。

第 1 条（定義）本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で定義し、使用します。

- a. 「本サービス」：本契約に基づき、当社が申込者に対し提供する全てのサービスの総称
- b. 「本契約」：本サービスを受けるために当社と契約者が締結した契約
- c. 「契約者」：当社と本契約を締結している法人または個人の申込者
- d. 「本契約書」：「MEO サービス利用申込書兼契約書」及び本サービスに含まれる各サービス利用約款（申込書記載のサービスについて、名称の如何に関わらず契約者と当社のサービス利用に関する規定がなされたもの）
- e. 「個別サービス」：本契約に基づき、当社が申込者に対し提供する各サービス
- f. 「各サービス利用約款」：個別サービスごとの利用約款・利用規約（名称を問わず、個別サービスを利用するものに適用される規約をさします。）
- g. 「GMO サイン」：GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社が提供する電子契約システム「GMO サイン」をいう。
- h. 「登録メールアドレス」本契約の締結において利用する、申込者が、申込書の「お申込者欄」に記載される、申込者が事業のために使用かつ所有する申込者の E-Mail アドレス。

第 2 条（契約の締結方法及び登録メールアドレス）

- 1. 申込者は、書面への自署もしくは記名捺印による方法、又は電子契約システムを利用する方法の場合は GMO サインの利用規約に同意の上、登録メールアドレスを使用して GMO サイン上で本契約への同意及び締結を行うものとします。
- 2. 申込者は、GMO サインによる契約行為について、全ての申込者の社内において必要な内部手続（会社法並びにその他関連諸法に規定される手続等を含む）を経ており、適法かつ有効であることを確認します。
- 3. 第 1 項に基づき本契約を締結するにあたり、本契約への同意の意思表示を行う者は、自身が法令、申込者の社内の定款及び社内規程で必要とされる手続きに基づき、適法かつ有効に、本契約への同意の意思表示及び締結をする権限を付与されていることを表明します。
- 4. 申込者は、登録メールアドレスについて、申込者自身のものであり、第 2 項に基づき、当社との契約行為に使用することに同意します。
- 5. 申込者は、登録メールアドレスを使用し当社に対して行う意思表示について、以下の各号のとおりとすることに同意します。

①登録メールアドレスを使用した GMO サイン上での契約への同意及び締結、その他 GMO サイン上で行われる行為は、すべて契約者に帰属する行為としてみなすこと。

②登録メールアドレスを使用して当社に対して発信されたメールにおいてなされた意思表示は、契約者の意思表示として当社がみなすこと。並びに、契約者は、当社が登録メールアドレス宛てに送信するメールにおいてした意思表示は、当社が契約者に対してした意思表示としてみなすこと。なお、本号における、これらの意思表示の通知の効力は、通常到達すべき日時（以下「通常到達日時」という）であった時に、到達したものとみなし、通常到達日時に効力が生じます。

③登録メールアドレスを変更する場合もしくは変更する必要が生じた場合、契約者は自己の責任において、第 17 条に基づき変更手続きを行うこと。

6.契約者は、GMO サインで締結した契約書面及びデータファイルを、自らの責において保管・管理すること及び当社と GMO サインの契約が終了した場合も、本契約の有効性に影響はないことを確認します。

第 3 条（契約の成立と適用）

1.申込者は、本契約書に同意の上、本契約を申込みのものとします。

2.本契約は、本サービスの当社からの提供とその対価の支払いにつき、申込者が書面に自署または記名捺印の上、もしくは当社提供 WEB サイト上から当社に対し申込、当社が承諾したとき、または、GMO サインを利用して当社が登録メールアドレス宛てに送信した申込書について申込者がこれに同意（確認完了）ボタンをクリックしたときに成立します。但し、個別サービスの提供元の基準により、サービスの提供ができないことが判明した場合、当社はすみやかに申込者に対し通知するものとし、当該サービスに関する本契約については、本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

3.本サービスは、当社が定めた本規約及び各サービス利用約款（申込書記載のサービスに関する個別サービスごとの約款をいいます。）に定める各サービスの利用規約（以下、総称して「本約款」という。）に従い提供されます。

4.当社は、本規約を契約者の承諾なく変更することがあり、その場合、契約者は変更後の約款に従うものとします。当社が本約款を変更しようとするときは、あらかじめ、当社のウェブサイトにおける掲示、登録メールアドレス宛の通知、その他当社が適切と認める方法により、契約者の知り得る状態に置くための措置を事前に講じ、当該通知記載の適用開始日をもって変更後の約款が適用されるものとします。

5.サービス提供日は、当社が、契約者が申込をした各個別サービスごとに、納品（契約者が当該個別サービスを利用可能となる為の設定等が完了したものを納品とみなす）した日とします。

第 4 条（本契約の範囲）

1.本契約は、本サービスにつき、契約者と当社の間適用されます。

2.本契約に基づき、当社の行う業務は、本申込書記載（サービスガイドに記載される場合は

その範囲を含みます。) の本サービス及び個別サービスの利用規約に基づくサービスの提供及び、本サービスの通常使用に支障をきたさない状態を維持および管理することを目的とします。

3.次の各号に定めるものについては、当社の業務の範囲には含まれず、契約者自身が行うものとします。また、これらの業務を当社が代行して行うことは原則ありませんが、有償で対応可能な場合があります。

- ① 独自のページ・コンテンツの変更、更新、及び新規ページの作成（これらのサービスを提供することを契約書において約した場合及びバージョンアップ等を除く）
- ② 契約者の顧客に向けてのメール配信及びプッシュ通信等による情報発信
- ③ サービス利用のための端末等についての操作方法などの各種設定
- ④ 契約者の顧客からの問合せに対する応対
- ⑤ その他サービス利用の影響により契約者が対応すべき一切の業務
- ⑥ 本契約書に記載なきサービス

第5条（契約期間及び更新）

1.本契約の契約期間は、本申込書記載の期間とします。

2.当社及び契約者のいずれか一方が、当社所定の期日迄に本契約を更新しない旨を当社所定の方法で通知が完了しない場合、本契約の契約期間は 1 年間更新されるものとし、その後も同様とします。

第6条（月額料金の支払）

1.契約者は、当社に対し、本契約に基づき提供されるサービス（契約者がサービスをご利用したか否かは影響しません。）の月額料金に消費税額を加算した額（割引の適用がある場合、割引額を控除した額）を、サービス利用月の当月の内、当社所定の期日までに、当社所定の方法で支払うものとします。但し、初回のお支払について、本契約書表記に記載がある場合は、当該記載の方法によります。

2.当社は、契約者との間で、MEO サービス利用の提供について、複数の契約がある場合、当該契約に基づく請求は合算して請求することができるものとします。

前項の契約者の月額料金の支払義務は、サービス提供開始月の翌月から本契約が終了するときまで（当社から本契約に基づく一切のサービスの提供が終了するときをいいます。）のサービス利用料の支払が対象となります。

3.本サービスの初期費用およびサービスの利用にかかる料金の額は、当社が定めた預金口座振替にて支払うものとします。

4.契約者の都合により前条お支払方法にてお引落しができない場合は、当社からの請求により支払うものとします。この請求に伴う手数料（500 円（税抜）/コンビニ払い）及び、その他の費用は契約者の負担とします。

第7条（未納に関する措置）

1.契約者は、本サービスの料金等または割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき未

払額に対する年率 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。振込手数料は、契約者が負担するものとします。

2.毎月のサービスの利用にかかる料金のお支払いが相当期間なく、且つ契約者より支払の意思が確認出来ない場合、未収金に対する管理回収業務が外部に委託されるものとします。

3.本サービスの料金等を不当に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額の3倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第8条（未納金の処理）

契約者より当社に支払われた本サービスの利用料金は、当社の裁量で契約者の債務に充当できます。

第9条（中途解約及び違約金）

1.契約者は、前条に定める契約期間中における中途解約はすることができないものとします。但し、やむを得ない事情により解約する場合において、本契約または、各サービス利用約款に基づく所定の違約金の定めがある場合は、解約に伴う違約金が発生し、当該違約金を支払うことにより解約することができます。

2.前項但し書きにもとづき、中途解約を希望する場合、契約者は、当社所定の期日迄に解約の申し出を当社所定の方法で通知し当社が受領したものにつき当月の受付けとし、翌月末日付での解約として取り扱うものとし、契約者は、解約月迄の料金を支払うものとします。なお、解約は個別サービスごとに解約手続きが必要です。

第10条（本サービスの提供の停止及び違約金）1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なしに本サービスの提供を停止することができます。

① 申込にあたって虚偽の事項を記載した事が判明した場合

② 契約者が当社の指定した支払期日までにサービス料金、割増金または遅延損害金などを支払わなかった場合

③ 契約者が、仮差押、差押の申し立てを受け、または民事再生、破産、会社更生、会社清算等の申し立てをした場合、もしくはこれを受けた場合

④ 契約者が、支払を停止した場合、又は、支払拒絶の意思を明示した場合

⑤契約者の連絡先に連絡しても連絡不通の場合。なお、本サービスの内、個別のサービスの利用規約に違反した場合、当該サービスに限り提供を停止する措置を何らの催告なく実施する場合があります。これらの停止措置を当社が実施した場合にも、契約者の月額料金にかかる支払について免れるものではありません。

2. 当社が、前項の規定により本サービスの提供を停止した場合、これにより契約者に生ずる損害について、当社は何らの責任も負いません。

第11条（本サービスの提供の一時中止）当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その14日前までにその旨を契約者に当社の定める方法で通知し、一時的に提供を中止することがあります。但し、緊急の場合またはやむを得ない場合は、通知をせずに提供を中止することがあります。①当社の電気通信設備の保守上、または工事上やむを得ない場合 ②当

社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合 ③電気通信事業者または当社が指定する会社が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行う事が困難になった場合 ④個別サービス利用約款に定める事情等により、個別サービス提供元もしくは関連するサービスの提供会社がサービスの提供を中止することとなった場合⑤その他当社がやむを得ないと判断した場合

第 12 条（不可抗力等）当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することが出来なくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限、または中止する措置をとることがあります。

第 13 条（禁止行為）契約者は、以下の各号に反する行為があった場合には、契約者の利用が制限され、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。①当社の電気通信設備に過大な負担を生じさせる行為 ②本サービスの提供を受ける権利等本契約上の権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡する行為 ③リダイレクト行為、サービスに係るシステム又はプログラム、ソフト等のリバースエンジニアリング ④その他、当社と締結した各種契約条項又は本約款に違反する行為 ⑤本サービスの提供を受けるにあたって、契約者が第三者と契約の締結（規約への同意を含みます。）をした場合、当該契約に違反する行為

第 14 条（サービスの廃止）当社は、当社または個別サービスの提供者の都合により本サービスの特定のサービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合において、当社は契約者に対し、廃止の 1 ヶ月前までにウェブサイトへの掲示やメールでの通知にて通知するものとします。この場合、全部のサービス提供を廃止する場合、特定サービス提供廃止日において、当該特定サービスは解除されたものとします。これにより契約者に生ずる損害について、当社は何らの責任も負いません。

第 15 条（契約の解除）

1.当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合、直ちに何らの催告なしに利用契約を解除することができるものとします。この措置における契約者に生じる損害について、当社は何らの責任を負いません。また、この場合において、契約者は本約款 5 条第 2 項の規定より違約金規定がある場合には、当該違約金の支払い義務を免れません。①自己振り出しの手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき ②差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき ③破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき、又は受けたとき ④解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき ⑤その他財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の事由があるとき ⑥反社会的勢力と資本・資金上又は取引上その他何らかの関連があるとみなされたとき ⑦月額利用料を 2 ヶ月間滞納したとき ⑧その他、契約者が本契約若しくは本約款に関して重大な違反を明らかに行ったと認められるとき、又は本契約若しくは本約款の義務の履行が不能になったとき

2.前号に関わらず、各サービス利用約款に基づき解除の対象となった場合、当該個別サービスに関するサービスの提供は直ちに中止され何らの催告なしに契約も解除されます。また、本契約に基づき当社が提供するサービスが当該個別サービスのみである場合、当該個別サービスの契約の解除に伴い、本契約が解除されるものとします。これに伴い契約者に生じる損害についても当社は何らの責任も負いません。

第 16 条（アクセスログ等の取得）下記に定める目的において、当社は契約者のアクセスログ等を取得することがあります。① マーケティング活動 ② 商品活用の効果検証 ③ サービスの向上、改善 ④ 不具合時の確認 ⑤不正アクセスの定期的な見回り

第 17 条（通知・届出義務）

1.契約者は、商号・所在地・連絡先（登録メールアドレスを含む）・代表者のいずれかの情報に変更が生じる場合、遅滞なく、その旨を当社へ書面にて通知をしなければならないものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話もしくは登録メールアドレスからのメール送信での連絡による届出もできるものとします。なお、情報変更をするにあたり、当社が申込者に対し、本人確認書類等の書面等の提出を求めた場合、契約者はこれに従うものとします。

2.契約者が、前項に規定する通知を怠ったことにより、当社が変更前の契約者の所在地または登録メールアドレス宛に送付した文書、通知またはその他送付書類もしくはメールが、延着または不達であっても、通常到達日時に到着したものとみなし、通常到達日時をもって効力を生じるものとします。なお、これにより生じた一切の紛争（当社が契約者に対して送付した文書、通知、登録メールアドレス宛に送信したメールに記載される情報の漏洩を含む。）については、当社はその責任を負いません。

第 18 条（損害賠償）

1. 当社は、次項に定める理由による本サービスの提供ができなかった場合に限り、その範囲内で損害賠償請求に応じるものとします。尚、サーバ停止期間中において、契約者が本サービスで掲載していたデータで得られる収入等（営業行為によって得られる収入等）については、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、電気通信事業者、その他本サービスの提供を行う為に必要な事業者（サービス提供の対象となるサービスを提供する者、サービス提供の為に必要となるツール等を当社に対して提供する者等）の責に帰すべき事由により本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該電気通信事業者等から受領する損害賠償金を限度として、本サービスが利用できなかった契約者全員に対し、その限度額の範囲内において、現実が発生した通常損害に限り損害賠償請求に応じるものとします。なお、契約者が当該請求をなした日となった日から 5 日を経過する日迄に当該請求をしなかった場合は、契約者は当該請求権を失うものとします。

3.契約者が、本契約並びにサービス利用規約、各サービス利用約款に違反し、または不正もしくは違法な行為によって当社もしくはサービス提供者に対して、損害を与えた場合、当社

は、契約者に対し、損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 19 条（免責）

1. 当社の責に帰すべき理由によらず本サービスを提供できなかった場合には、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得たデータ等（コンピュータプログラムを含む。以下も同様とする。）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらのデータ等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
3. 当社は、理由の如何に関わらず、契約者が本サービス用設備のファイルに書き込んだデータが削除されたことに起因して当該契約者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとします。
4. 第 11 条乃至第 14 条に基づく措置に伴い、契約者に生じた損害について、当社は何らの責任も負いません。

第 20 条（機密保持）

当社及び契約者は、本契約の履行に際し、知り得た相手方の業務上の機密（通信の秘密も含む）を、第三者に開示・漏洩することは一切行わないものとする。但し、以下の情報は「機密」に含まれないものとします。① 知得したときに既に公知の情報 ② 知得したときに既に自らが所有していた情報 ③ 知得した後に自己の責によらず公知となった情報 ④ 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく受領した情報 ⑤ 知得した情報によらず自らがなした通報 ⑥ 裁判所、警察署、検察庁、税務署等その他公的機関、またはこれに準ずる機関から開示を命じられた情報 ⑦ 法令により開示を義務付けられた情報 ⑧ 本サービスの提供について契約者が当社に対し開示を承諾した情報または、契約者の承諾なく開示が必要となる情報 ⑨ 相手方より開示された情報によらず独自に創作・開発したもの。

2. 当社及び契約者は、法律、裁判所または政府機関の強制力を伴う命令、要求または要請に基づき、秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求または要請があった場合、可能な限りその旨を相手方に通知しなければならない。
3. 当社及び契約者は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を本サービスの実施・利用に必要な最小限度の範囲を超えて複製する場合は、事前に相手方に承諾を得ることとし、複製物の管理については厳重に行うものとする。
4. 契約者は、当社が本サービスの提供にあたって必要な情報を契約者から取得することに同意するものとする。 また、当社は、当該情報を当社のプライバシーポリシーに基づき取扱うものとする。
5. 契約者および当社は、秘密情報につき、第三者から法令に基づき開示が求められた場合には、当該第三者に対し秘密情報を開示することができるものとします。

第 21 条（知的財産権等）

1.本サービスで当社が提供するシステム、プログラム、データ等（以下「各コンテンツ」といいます。）の著作物に関する著作権は、当社又は当該著作物の提供者に帰属します。なお、各コンテンツの集合体としての著作物の著作権等は、当社に帰属するものとします。

2.当社は、契約者に対し、本サービスにおいて提供する各コンテンツ（システム、データを含みます。）について、当社が著作権その他の知的財産権（著作権法27条及び28条で規定する権利を含みます。以下「著作権等」という。）又は、著作物利用権並びに更新ツール利用権を有し、契約者に提供する一切の著作物につき、月額料金のお支払を対価として使用することを許諾します。

3.本サービスの提供に関連し必要となる第三者のサービスがある場合、契約者は、自己の責任において第三者によるサービス利用の許諾を得るものとし、当該第三者との規約並びに著作権等の規定に基づき、本サービスの提供を受けるものとします。

第22条（契約者の管理責任）

契約者は、本サービスの利用に必要なものとして、当社からログイン名およびパスワード（以下「アカウント」といいます。）が発行された場合、これらを第三者に知られないように管理し、アカウント情報の盗用を防止する措置を契約者の責任において行うものとします。また、当社は、コンテンツの送信その他サイトへのアクセスについて、送信されたアカウントがいずれも契約者のものである場合には、いかなる理由の場合においても契約者による行為として取り扱うこととし、不正使用その他の事故があっても、そのため生じた損害については一切責任を負わないものとします。第三者にこれらを利用されたことによる損害についても契約者の負担とし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第23条（ドメインの管理等）

ドメインの管理等については次の通り定めるものとします。① 当社で管理するドメインにつき、本契約に基づきサービス利用開始月（ドメインに関するサービスの提供開始月より起算。）から2年を経過していた場合、ドメインの移管ができます。この場合、ドメイン転出費用（5万円（税抜））を契約者は当社に対し支払うものとします。② 前項のドメイン転出後の運用・調整は契約者の費用と責任で行うものとします。

第24条（通信設備等）

契約者は、自己の費用と責任において本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器及びサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由して本サービスを利用するものとします。

第25条（指定ソフトウェア）

当社は、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェア、クラウドサービス（以下「ソフトウェア等」といいます。）を指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェア等を用いた場合は、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。また、他のソフトウェア等を用いた場合、当社は、本サービスの提供につき、何らの責任も

負いません。

第 26 条（公開）

1. 契約者は、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。2. 契約者は、当社の定める方法により、当社が掲載情報を他の情報サイトなどに掲載することを承認します。

第 27 条（反社会的勢力の排除）契約者は、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。） ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 28 条（各種割引サービス）

1. 各種割引サービスへの申込みは、本サービスお申込と同時に申込みいただくものとします。
2. 各種割引サービスは原則中途解約はできません。やむを得ない理由により解約する場合は、本契約書及び各種約款並びに各種規程の定める違約金が発生いたします。

第 29 条（専属的合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 31 条（各サービス利用約款）

本規約は、本サービスの共通規約として適用するものとし、本契約に基づくサービスの提供について、本規約の他、お申込サービスの各サービス利用約款が適用されます。本規約と各サービス利用約款で異なる事項の定めがある場合は、各サービス利用約款が優先します。なお、異なる事項とは、条項を指すものではなく、事象として具体的に同一の事項について異なる定めがあるものを指します。

～支払（第 6 条）にかかる特約～

1. 契約者が、月額料金の支払方法につき、「割賦契約」によりお支払いを選択した場合、契約者は信販会社との間で別途分割契約を締結します。なお、契約者は、後日締結する分割契

約によっては、本契約の内容が一部変更になることにつき、予め同意するものとします。

2.契約者が前項に基づき分割契約を締結する場合、当社は契約者の与信状況を鑑み、与信・金利条件等、契約者に適切な信販会社を指定するものとします。

3.契約者は、当社指定の信販会社等と分割契約を締結した場合、当該分割契約の定めを遵守するものとします。

4.契約者が当社指定の信販会社との間で分割契約を締結する場合の分割手数料の取扱いは、以下の通りとします。なお、分割手数料の負担方式は乙と信販会社との間で取り決めるものとし、契約者による負担方式の選択はできません。

＜加盟店手数料負担方式の場合＞

本契約のうち「ライセンス期間」のライセンス料の総額は、本契約書記載の割賦対象総額となります。

＜顧客手数料負担方式の場合＞

①本契約のうち「ライセンス期間」のライセンス料の総額は、本契約書記載の割賦対象総額から分割手数料を割戻し、割戻金を割賦対象総額より値引きした金額となります。この場合でも、甲の負担する支払債務（支払月額、支払回数、支払総額）については加盟店手数料負担方式と変わりはありません。

②信販会社により金利等が異なる場合であっても、契約者は当社に対し信販会社等の選定を一任するものとします。なお、分割契約の詳細条件については、当該分割契約書内に記載されます。

5.契約者は、分割契約を申し込む場合、分割契約の審査承認後に分割契約が次の各号のいずれかに該当した場合、やむを得ない事情により本契約を解約する場合においても、本契約は有効であり、契約者は当社に対し、所定の違約金を支払うことで本契約の解約ができるものとします。

①無効・取り消し ②解約・解除 ③審査期限を過ぎたことにより失効した場合

④第3号に該当した、または契約内容の変更により再審査をした場合において、審査結果が不承認となった場合

6.当初契約締結直後において、分割契約の審査結果が不承認となり、分割契約が不成立となった場合、その時をもって、本契約は解約となります。なお、当社が本商品に関する義務の履行を開始していない場合に限り、契約者における本契約の解約に伴う違約金は発生しません。

7.契約者は、分割払いを選択した場合、当社指定の信販会社が必要とする分割契約に付随する手続きを速やかに履行するものとします。

8.契約者は、分割払いを選択した場合、本契約の履行の途中において、信販会社の与信期限を超過する可能性もしくは超過した場合であり、なおかつ、契約者より当社に対して解約もしくは支払方法を変更する旨の意思表示がない場合、信販会社が許容する範囲において、既に提出済みの分割契約に関する審査の申込が可能となる書面をもって、審査の申込を行う

ことに予め同意するものとします。また、これに伴い必要となる手続きがある場合、契約者は速やかに履行するものとします。

202506_Service
改定日 20250601